



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費に含む)
 http://www.inoken.gr.jp

「一人親方」も救済 国に8連勝

首都圏建設アスベスト訴訟 東京高裁判決

3月14日、東京高等裁判所第10民事部は、首都圏建設アスベスト訴訟（原告354人）において、国の責任を認め、原告のうち327人に対し、原告勝訴の判決を言い渡しました。

「一人親方」の国家賠償責任を認めた初の判決

今回の判決において大きく前進した点は、「一人親方等」についての国家賠償責任を初めて認めたことです。判決では、有害物規制や職場環境の保全に係る安衛法の規定・目的を、労働者以外の者も含めて保護するものであるとしました。また、「一人親方等が建設現場において重要な地位を占めている社会的事実」を認め、労働者と同じように保護されるべきであるとしてきました。これまでの一連の判決では、労働者性の有無が問われてきましたが、今判決は、労働者性にこだわることなく、一人親方のみならず、中小事業主も救済。極めて画期的な判決となっています。この判断により、地裁判決では救済される原告が半数であったことに対し、9割以上の原告が救済されることになりました。

また判決では、防じんマスクの使用や危険性表示の義務付けについて、遅くとも1975年10月1日（改正特化則施行日）には行うべきだったとし、地裁判決よりも違法時期を6年早めました。

メーカー責任は否定

一方、判決は建材メーカーの責任は認めませんでした。原告側が国交省のデータベースに掲載された情報を基礎とし、建材の使用状況やシェアを主張したことに対し、国交省の資料は不十分なので、共同不法行為の成立は認められないというのです。裁判において、原告・弁護団がメーカーに対して、再三、資料提出を要請したにも関わらず、提出しなかったメーカーこそ責任が問われるべきものです。そして、長年にわたり、アスベスト建材を大量に製造・販売し、高いシェアを有していた主要メーカーまでもが免責されてしまうことは許されません。



東京高裁前判決を待つ原告団（3月14日）

最後まで走りぬく

判決日の夕方には報告集会が行われました。弁護団からの判決報告に続き、原告代表からの決意表明がありました。「夫は零細事業主として働き、45年後に発症した」「対象期間は広がったが15年間大工で働いてきた夫は救済されなかった。全面解決まで頑張り」「裁判が長期にわたり遺族原告さえ亡くなっていく。一歩ずつ勝利を広げてきたことを確信に最後まで走りぬきたい」との発言に、会場を埋めた参加者も決意を新たにしました。

建設アスベスト訴訟において国は8連敗です。原告の7割が亡くなっています。国は「建設アスベスト被害者救済基金」を早急に創設することが求められています。建材メーカーも、基金創設に同意すべきです。3月15日には野党国会議員による厚労相への申し入れも行われました。早期全面解決にむけて、政治に迫る活動も展開されています。（編集部）

〈今月号の記事〉

- 労働弁護団院内集会・雇用共同アクション@新潟 …… 2面
- 鉄道の安全と公共性 …… 3面
- 各地・各団体のとりくみ 建交労/職業がんをなくそう会/愛媛/福岡 …… 4～5面
- 堺市のアスベスト被害防止対策の要請 …… 6面
- 民医連振動病交流会/相談室だより …… 7面
- 全商連・いのちと健康を守る学習交流会 …… 8面

安倍「働き方改革」法案提出を断念させよう

裁量労働制拡大は削除へ

裁量労働制に関する労働時間のねつ造問題が明らかになり、安倍首相は3月1日、「働き方改革」一括法から、裁量労働制に関わる部分を削除することを表明しました。しかし、高度プロフェッショナル制度の創設や過労死ラインの残業上限、同一労働差別賃金容認、「雇用されない働き方」普及といった悪法を、一括で提案する姿勢を未だに堅持していません。油断せず、取り組みを強化しましょう。

高プロ導入、裁量労働制拡大許すな 日本労働弁護団院内集会

日本労働弁護団は「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会を3月16日、衆議院第1議員会館内で開き、200人が参加しました。高度プロフェッショナル制度の導入と裁量労働制拡大の断念を求める集会声明を確認。立憲、希望、共産の国会議員が駆けつけ、あいさつしました。

徳住堅治会長はあいさつで「高プロの年収要件は1075万円としているが、財界は400万円を要求。労働時間規制を破壊する制度だ」と指摘(写真)。なつ 棗一郎幹事長は「裁量労働制を法案から削除すると言っているが政府は諦めていない。裁量労働制は、1日何時間働いても一定時間しか働いていないとする『みなし労働時間制』で、労働時間の把握と記録をしないとどまらず、業務量と納期を自由に指示できる。『定額で働かせ放題』となる」と強調。裁量労働制拡大、高プロは完全な撤回を」と呼びかけました。

法政大学のみつこ 上西充子教授、過労死家族の会から4人、保険会社勤務の男性が発言。上西教授は裁量労働のねつ造データについて「厚労省の調査と言えだませると、おごりの中で答弁が繰り返された」と



指摘。「国会審議で高プロは24時間連続で働かせることができるのか、有期にも適用されるのかなど、1つひとつきちんと詰められてまできている。それはおかしいということを広めていくことが重要」と述べました。

電機メーカーのエンジニアで、裁量労働で働いていた夫を過労死で亡くした渡辺しのぶさんは「早朝に出勤、終電で帰宅、休日出勤、持ち帰り残業もしていた。過労死防止法ができ夫のような働き方は無くなると期待したが、働き方一括改革法案で逆もどり。過労死で親を亡くした子どもを、命を削って働く社会に出すわけにはいかない」と訴えました。

保険会社の男性は「入社1年目を除く総合職に企画型裁量労働制が適用されていた。販売企画や個別営業をしていたが裁量などなかった。早めに帰ろうとすると上司が仕事を追加。パワハラもあった。違法を指摘され、会社は裁量労働の適用をやめたが法案が通れば、違法な裁量労働が合法化される」と実態を告発しました。(全労連 高島牧子)

働くものの立場にたった労働法抜本改正を 「雇用共同アクション@新潟」結成

2月17日、新潟市で、雇用共同アクション@新潟スタート集会「許すな! 働き方大改悪ー働くものの立場



に立った労働法抜本改正」が開かれました。会場いっぱい120人が参加。新潟県労連や全港湾新潟支部、新潟地区労会議などの共同でたたかう行動がスタートしました。

集会では、全労連省労働組合の森崎巖委員長(写真右)と東海林智元新聞労連委員長(写真左)が講演。森崎氏は「一人ひとりのディーセントワークを保障することこそ『働き改革』の目的であるべきだ」と強調しました。東海林氏は、政府の働き方改革の欺瞞性を批判し、「共闘・共同でたたかおう。働く尊厳を守るために声をあげよう」と訴えました。

会では今後、共同して街頭宣伝や署名活動、学習会などに取り組むことを予定しています(編集部)。

鉄道の安全と公共性

国鉄民営化から30年 国鉄労働組合東海本部 書記長 上野力ちからさんに聞く

昨年12月、JR西日本の新幹線の台車亀裂事故、東日本・京浜東北線の架線切断事故とこれまでなかったような鉄道事故が続きました。分割・民営化から31年目を迎えようとしているJRの現状を国労東海本部の上野力さんにお聞きしました

民営化から30年—路線廃止が進む

1987年4月1日の国鉄分割・民営化から30年が経過しました。分割された7社のうち「三島三社」(JR北海道・四国・九州)は、輸送量が少なく、経営の厳しいところです。国鉄時代は、都市部や幹線の収益で地方の赤字を補填する仕組みがありましたが、今はありません。各社で営業収支を合わせるようになります。

JR北海道では10路線13線区を「単独では維持困難」とし、九州では117路線を廃止する予定としています。路線の廃止は、身体的・経済的・社会的に自家用車が使えない人の活動を著しく制限してしまいます。通学・通院ができなくなることは、住むことができない地域を生みます。

それだけではありません。JR北海道でみた場合玉ねぎやジャガイモを運んでいた路線が廃止されると貨物の運送もできません。JR貨物は、独自の路線を持っていないからです。大量輸送のためトラック輸送に切り替えることも難しく、地域経済への影響がとても大きいといえます。またすでに、トラック運転手不足も問題になっているのが現実です。

乗降客が少ない時に、バスの代替えが議論になります。しかし、実際には鉄道をバスに転換すると、さらに利用者が減り、バスも維持できなくなって公共交通の全廃に結び付くケースがあります。

失われていく「駅」

駅の無人化も2000年以降、急速に進んでいます。



東海道線の豊橋～岡崎間にある8駅が無人駅です。駅員がいればすぐに対応できることがいえないとできません。例えば車

イスの対応なども、事前の申し込みが必要で、駅での料金精算もできません。

御殿場線は3つの駅を除いて、夜間は無人です。沿線の高校生が「夜の駅は怖い」と言っています。終日、無人駅では券売機もなく定期券や切符が買えません。そのまま無賃で乗ってしまうということもあると聞きます。防犯上の問題が広がっています。

山の手線でも無人改札が増えています。同じ運賃を払って、受けることのできるサービスが違うのはおかしいのではないのでしょうか。

ホームドアの設置も必要ですが、駅員を減らす理由にはなりません。ワンマン乗車区間も増えています。大分～宮崎空港、宮崎～鹿児島中央間は特急列車に運転手だけ。一人乗務は運転手の負担が増え、特に緊急時の対応が心配です。

鉄道の安全・安心

事故の多発は、線路や車両の点検期間を延ばしてきていることにも原因があります。

技術系の仕事も外注化が進み、JR社員は、管理が中心の業務。書類作成などに追われています。現場訓練はしていますが、仕事としての経験を蓄積しておらず、非常時の判断が難しくなっています。

鉄道は社会的インフラ

ヨーロッパでは、鉄道は公共交通、社会的インフラであり国家が責任を持つものという考え方が定着してきています。それが国によって変わるわけではありません。最低限の交通アクセス権は、保障されなければなりません。

廃止予定路線の公表以降、北海道各地で沿線自治体と住民が一緒になった「鉄道を守る会」が作られています。住民生活にも地域経済にも直結している鉄道。安全・安心を支える労働条件と結んで、公共交通機関としての鉄道輸送を守り、地域活性化を、利用者、地域との共同で進めていきたいと思えます。

(聞き手：編集部)



各地・各団体のとりくみ

建交労

いまこそトラック産業の状況打開へ！
トラック労使協 1・29中央行動

建交労全国トラック部会も参加する労使で構成する「建交労中央運輸労使協議会」は、1月29日に中央行動を実施しました。全国から労使双方の代表、超党派の国会議員・秘書など約70人で、国土交通・厚生労働・経済産業の3省や全日本トラック協会など関係する省庁・業界団体への要請行動を行いました(写真)。

決起集会後に衆議院議員会館内で行った国交・厚生労働省へ要請には、日本共産党の宮本岳志・本村伸子衆議院議員、山添拓参議院議員、自由党の青木愛参議院議員、自民党の神谷昇衆議院議員の秘書も参加し、過労死や過労自殺が多発し続けるトラック労働者の労働条件改善を求める運動の広がりを示すものとなりました。

国交省への要請では、「改善に努力するとの回答をもらうが、トラック職場の環境はまったく変わらない。規制緩和によって現状がひどくなっていると



いう認識があるのか。長時間労働解消の解決策を具体的に出示してもらいたい」と訴えました。厚生労働省交渉では、「賃金引上げに努力する経営者を支援する施策を。また、保険未加入業者の放置についてきちんとした規制を作るなど努力してもらいたい」と強調しました。

経産省や日本産業・医療ガス協会への要請も展開。午後からは、参加者全員で全日本トラック協会に要請を行い、労働者や経営者をとりまく苦しい実態を訴え、業界として改善につとめるよう求めました。(建交労 福富保名)

職業がんをなくそう会

「疑う・知る・行動する」
第6回職業がんをなくそう集会

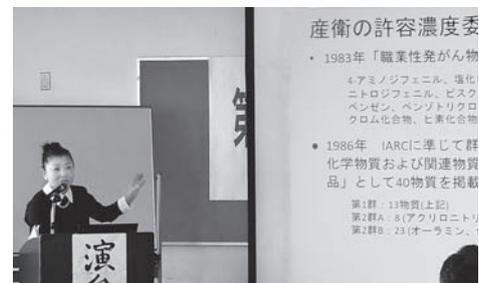
2月18日、渋谷区立勤労福祉会館にて、第6回職業がんをなくそう集会を開催。参加者は22人でした。

記念講演で、山野優子教授(昭和大学医学部衛生学講座)は「産業化学物質の発がん性分類について」と題して、日本産衛生学会における発がん性分類の見直し作業の方法等を紹介(写真)。毛利一平医師(ひらの亀戸ひまわり診療所)は「職業がんをなくすために-労働者・市民が知っておくべき3つのポイント①疑う:健康を害する原因は労働の現場にある。②知る:取り扱っている化学物質名と性質、作業環境測定・健康診断結果、職場・同職業・国内・国外情報等。③動く:専門家・安全衛生委員会・労組・患者会等を利用し行動せよ」と話しました。

基調報告では田中康博書記長(化学一般関西地本三星化学工業支部)が法違反やパワハラが横行する中で膀胱がん多発に至るも、労組を結成して奮闘している活動を報告しました。

また、堀谷昌彦化学一般労組顧問が新日本理徳島工場の退職者でつくる「職業がんと闘うオルトルイジンの会」の活動とダイトーケミックス労組の取り組みを紹介しました。化学物質管理として①本

生産への各段階で会社と労組が事前協議、②各自が使用した化学物質を記録・確認、③S



DS(セーフティデータシート)の工夫、④退職者を含めた発がん追跡調査、が有効であったと紹介されました。

相談事案紹介では、海外勤務で特定芳香族アミンに接触し、帰国後膀胱がんを発症した事案を報告。労基署は会社の主張のみを採用して業務外とし、審査請求中です。会場発言では、住宅公団におけるアスベスト問題、胆管がんの労災申請、化学工場における感作性物質の衛生対策、化学物質と労働者の健康研究会の紹介、化学工場における不注意論と事故の多発、工場におけるスレート中のアスベストについての質疑などがありました。

(化学一般 堀谷昌彦)

通信前号(225号)の訂正

3面 川岸拓哉弁護士→川岸卓哉弁護士 / 4面 「化学一般全関東地本」→「化学一般労連」
*おわびして訂正いたします。

各地・各団体のとりくみ

愛媛

対策の基本は上流から元を断つこと 労働安全衛生学習会

2月10日、いのちと健康を守る愛媛県センターと自治労連愛媛県本部労安・職業病対策委員会が主催し、毎年2月恒例の「労働安全衛生学習会」を開催。25人が参加しました。講師に岡田崇顧医師（高知医療生活協同組合・産業医、いのちと健康を守る高知県センター理事長）を招き、「産業保健についての学習会」として、「産業保健制度について」「過重労働が心身に与える影響」「ストレスチェック制度」について講演いただきました（写真）。

はじめに「『産業医』の仕事」について話され、続いて「工場などで発展した産業医学も第3次産業が増え、就労環境が変化していくなかで、求められるニーズが変化している」「第13次労働災害防止計画（13次防）は『12次防』よりも現実的課題を捉えているので確認を」などを話されました。

次に「過重労働が体に及ぼす影響の医学的背景・根拠」をデータで示し、「脳心疾患及びメンタルの発症が過労死ラインにほぼ合致」「過重労働は間違いなく体に悪い」「タバコは過重労働よりもリスク。毎日1本吸うと50時間労働したことになる」などをパワーポイントを使って説明されました。



ストレスチェックでは「医学的な視点からは賛否両論がある」「『高ストレス』判定の労働者への対応が十分でない現状」「集団分析で男女別の分析ではなく男女用が使用されるケースがある」などを説明。労働衛生の分野も「対策の基本は上流から元を断つこと」と強調。「13次防で示された方向性は正しいと考えるものの、最終目標提示だけでは無理な要求となるので、具体的な段階設定を求めること」などを指摘しました。

質問では「『集団分析実施マニュアル』はつくりえないのか?」「安全衛生委員会で使用者側が強く対等な議論ができないが改善方法はあるか?」などが出され、講師から「安全衛生委員会では委員以外にオブザーバーは何人でも参加できる」などの回答もありました。（愛媛センター 竹下 武）

福岡

九州セミナーの成功にむけて 第24回定期総会

働くもののいのちと健康を守る福岡地区連絡会（略称：いの健福岡）は、2月14日に福岡市内で第24回定期総会を開催しました。ここ数年、総会議事を短く終え、記念講演に時間を割いてきましたが、今回は、「第29回人間らしく働くための九州セミナー（九州セミナー）」の現地実行委員会の結成総会と結合させての開催でした。

この1年間の活動報告は「福岡過労死を考える家族の会（略称：福岡家族の会）」の結成が強調され、今後の活動方針は、例年の方針に加えて「九州セミナー」の成功に全力を尽くすことが提起され、全体で確認しました。

総会に引き続き開催された現地実行委員会の結成総会では、冒頭に現地実行委員会の呼びかけ人でもある西南大学法律学科の有田謙司教授に「労働者の人権・基本権としての健康」という演題で記念講演をお願いしました（写真）。労働法制の「改正」が国会で審議されようとしている情勢下で、極めて時



宜を得た内容でした。

その後、「九州セミナー」の歴史的な説明、結成に至る経過報告、申し合わせ事項の確認、実行委員会の役員を選出・紹介とすすみ、次代を担う若い事務局長と学生を含めた実行委員の決意表明がありました。

いの健福岡としては、11月10～11日の「九州セミナー」本番を目指して、積極的に活動し「すべての職場・地域にローアンの風を」というスローガンの実践にむけて奮闘する決意です。加えて、「福岡家族の会」を発展させ、「人のいのちは地球より重い」という世論づくりにも力を入れていきます。

（いの健福岡 江崎 洋）

行政の姿勢をとことん変えるまで継続

堺市のアスベスト被害防止対策についての要請

2016年6月に堺市は、市の施設改装時に、隣接する保育園にアスベストを含むコンクリート片を落下させる事故をおこし書類送検されました。起訴には至りませんでした。その後、アスベスト対策を横断的・総合的に推進するため、市長を本部長に「堺市アスベスト対策推進本部」を設置しました。大阪アスベスト対策センターでは、2月22日に市との懇談を行いました。そこで示された堺市の取り組みの到達と課題を報告します（写真）。

(1) 市有の施設についての調査

堺市はこれまで2000以上の市有の施設の再調査を実施。私たちが、設計図上明確でない場合についての懸念を示したところ、「しっかり目視し、わからないところは、含有と『みなし』（後述）、対応している」と答えています。

(2) 石綿含有建材調査者の配置と役割

市の職員が石綿含有建材調査者資格を取得。今年2人目の取得を準備。「石綿作業主任者」は2人が取得し、3人目の取得を目指しています。今は庁内研修などで役割を發揮していますが、人員を増やし、現場に出かけることが課題と考えられます。

(3) 研修の徹底と課題

1年間に市民向け2回、市職員向け3回、民間業者向け2回の研修会を実施し、外部研修にも職員を参加させてきたとのこと。大阪アスベスト対策センターの学習会にも10人が参加しました。「これまで、施設管理者までの研修であり、職員全体の認識を引き上げるのはこれからの課題」と確認しました。

(4) 300平米以上の建物所有者へのアンケート

「急いでアスベスト台帳の整備を」の要求については、300平米以上の建物の持ち主にアンケートを実施しているとのことでした。私たちは、市全体ではなく、小学校単位の災害対策と結びつけモデル地域を作る視点で取り組むことを指摘しました。

(5) 「疑わしきは含有」「みなし」の概念

建設物リサイクル法に基づく、80平米以上の解体の届け出に対しては、「店舗・工場はすべて。今年度は600件以上出かけているとのこと。現場に出



かける職員は経験を積み建材による識別ができるようになってきているということでした。そして、わからない場合は、「みなし」でアスベスト含有と判断、対応するようにしています。アスベストアナライザーの活用はこれからの課題となっています。

(6) 建材調査補助、除去補助制度について

アスベスト建材の調査補助制度は3年間の延長となりました。堺市の2017年度実績は、検査2件、除去2件。もっと知らせることが必要であり、「建設リサイクル法の届け出時に案内を送るなど方法の見直しが必要だ」と指摘し、今後検討することになりました。

(7) 堺市独自の条例づくりについて

市長の公約でもあり、大防法、大阪府条例を補足・補充する内容で具体的な提案もしてきました。市は難しいとしながらも、理念条例等を模索していきたいとの回答を得ました。堺市では様々な取り組みが進められていますが、継続した取り組みになることが必要です。

また、懇談後、冒頭の飛散事故の起きた建物と煙突の除去工事をめぐって、市が十分な対応をしていなかったことが明らかになりました。アスベスト計測会社がアスベストの取り残しを指摘したにもかかわらず、堺市建設局は十分な対応をしませんでした。そして、市が公表した事件の報告書には、検査会社の指摘がある部分が抜かれ、第三者委員会にも知らせませんでした。堺市建設局の「ことを小さく見せたい」、「早く終えたい」という意図が改めて明らかになりました。

行政の姿勢をとことん変えるまで、私たちの仕事は続きます。(大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司)

40年の取り組みをまとめ、継承へ

全日本民医連「振動病交流集会 in 山形」

第33回全日本民医連振動病交流集会は、2月3～4日、山形県酒田市内で開催されました。約40人が参加しました。

冒頭に、全日本民医連労働者健康問題委員会の田村昭彦委員長（全日本民医連理事）があいさつ。民医連の振動病の取り組みは、被害の実態解明、診断と治療、労災等の補償救済、職場復帰、職場環境・工具の改善を一体として前進させてきた、民医連の医療活動の道標になると述べました。

労働組合、研究者とともに

学習講演①は、京都保健会たんご協立診療所の川崎繁所長の「振動障害をめぐる歴史と民医連振動病交流集会の歩み」と題して行われました（写真）。1960年代、チェーンソーが急速に林業に導入され健康被害が拡大しました。白ろう病は当初、奇病と言われましたが、労働組合や研究者、民医連医師などによる調査研究の成果を得て、国の予防指針、労災認定指針等の整備につながっていきました。民医連の全国規模の集会は、1976年に振動病対策経験交流集会を京都で開催。臨床医学からの病態把握や診断・治療についての意見交換を行っています。

1980年代には、国の医療費抑制政策とも相まって、労災認定、治療の抑制と医療機関への攻撃が強まりました。労災指定取り消しという厳しい措置もあり、民医連は攻撃を許さない医療の体制づくりとともに裁判闘争に取り組み、貴重な勝利を勝ち取り



ました。川崎氏は、今後は予防対策の強化、診断指針づくりが課題になると提起しました。

予防対策の重視を

学習講演（労働安全衛生コンサルタントの板垣裕治氏「建設業における振動障害」）に続いて、各地からの取り組みが報告されました。徳島健生石井クリニックの樋端則邦医師は、工具改良によって、短い振動を長期に受けることによる発症例があることを指摘し、高齢期に障害を残さない予防対策の必要性を訴えました。

少なくとも500万人の労働者が振動業務に従事しているとされています。しかし、新規労災認定は、1年間に250人程度とわずかです。今回の集会は、「民医連振動障害の手引き」の発刊を準備する中で行われました。「手引き」の普及を通して活動の継承を進めていきます。（全日本民医連 岡村やよい）

シリーズ 相談室だより (119)

中国人女性労働者の突然死 不支給決定を不服として審査請求

1月末、当センター理事の弁護士から「中国人女性労働者の突然死について夫が山口労働基準監督署に労災申請したものの、昨年11月9日に不支給決定となった。夫は不支給決定を不服として審査請求している。協力してほしい」との連絡を受けました。

女性労働者（55歳）は、2016年9月17日から自動車のカーテンエアバックの製造ラインの作業に従事。昨年6月13日の業務中に頭痛を訴え病院に救急搬送。その後「脳出血」と診断されて緊急手術を受けたものの、1週間後に同病院で死亡しました。夫は、納期、ノルマが厳しく、工場内は高温、発症

当日は4人でおこなう作業を2人で担当し、15時の休憩時には唇に出血があったにもかかわらず20時までの勤務を申しつけられていたと、同僚から聞いています。

女性には「脳動静脈奇形」の既往症があり、2013年12月に突然の頭痛・嘔吐で、左脳動静脈奇形からの出血で2週間入院加療。退院後も受診していましたが、2014年5月以降は受診していませんでした。

女性の発症前6カ月間の時間外労働は、1カ月16時間～84時間で1カ月平均では46時間20分、発症前1カ月間の時間外労働は30時間30分でした。

現在、夫や弁護士とも相談しながら、審査（再審査）請求か民事訴訟として取扱うかを模索・検討しています。（山口センター 高根孝昭）

「未受診者ゼロへ」 集団健診の取り組みをすすめよう

全商連共済会が第12回いのちと健康を守る学習交流会

全商連共済会は2月10～11日、福岡市内で「第12回いのちと健康を守る学習交流会」を開催しました(写真)。46都道府県の代表ら107人が参加し「未受診者ゼロ」をめざして集団健診の運動を広げて、「より民商らしい共済会への発展を」と交流しました。学習交流会は3年ぶりの開催です。

挨拶にたった鎌田保全商連共済会理事長は、名護市長選の結果にもふれながら「秋にも憲法9条改正発議を狙う安倍政権とのせめぎ合いのなか、『二度と戦争はしない』と運動する民商や共済会の仲間を大きく増やそう」と呼び掛けました。

仲間のいのちを守る集団健診の大切さを痛感

千鳥橋病院健診センター保健師の伊東菜実子さんが「健康診断で健康作り～自分メンテナンス」と題して講演を行いました。伊東さんは「健診の意義は、自分の健康状態を自分がしっかりと理解すること」と指摘。福岡県内の民商が行った集団健診結果も示しながら「40歳を超えたら、年に一度はがん検診を」と訴えました。また、医療や介護に依存せず、自立して活動的に暮らせる期間＝健康寿命の重要性を強調。会場からの質問にも丁寧に答えました。

今井専務理事は、学習交流会の目的について、①いのちと健康を守る運動の重要性を学び合う、②集団健診活動の取り組みの到達と教訓を交流する、③全県でいのちと健康を守る学習交流会を開催し、運動を広げる契機とする一の3点を強調。講演の内容を含め、情勢や中小業者の健康実態、社会保障の現状をつかみ運動に生かしていくことを呼び掛けました。

未受診者ゼロをめざして

中小業者の健康実態について、この間、全商連や全商連婦人部協議会、全商連青年部協議会が行ってきた実態アンケートの結果を示して、中小業者の健康悪化がすすむ一方で、所得減や仕事の忙しさから受診を控える傾向が広がっている実態を告発。とりわけ「医師も驚く」とも言われた「初診から死亡までの期間」調査(共済会員の死亡弔慰金の支払い実績を基にした調査)で、6カ月以内で亡くなる事例が半数を超える現状にあることを紹介し、「仲間や家族からの声掛け」の重要性を強調しました。

社会保障の現状については、国民健康保険の都道府県化や社会保険料徴収の強権化、介護保険改悪の



実態、子どもの貧困や生活保護基準の引き下げ問題などを指摘しました。

そしてこの間、全商連共済会が一貫して呼び掛けてきた「未受診者ゼロ」の集団健診については、民商が実施する集団健診のなかで、婦人科検診や特定健診の対象とならない20代、30代の業者青年への「目くばり、気くばり、心くばり」の大切さを強調。また実施にあたっては地域の医療機関との協力・共同を重視しながら、これまでの枠を大きく広げて受診を呼び掛ける運動を提起しました。またアスベスト検診を含む一点検診の取り組みを強めることを呼び掛けました。

全体会では8人が報告。大阪の代表は、アスベスト被害の歴史をひもときながら、「過去5年間に中皮腫で亡くなった仲間が分かっているだけで5人。アスベスト被害の実態を徹底的に明らかにし、アスベスト検診を広げていきたい」と決意を語りました。「県内21民商のうち半数以上で婦人科検診の取り組みを広げて延べ190人が受診(愛知)」「商売と子育てに忙しい業者青年こそ健診を受けてほしいとサポート強化。過去最高の92人が受診(兵庫)」、「国保法第44条(一部負担金の減額・免除規定)の活用を広げる取り組みが大事(岐阜)など社会保障改悪のなかでも、各地で中小業者のいのちと健康を守って活動する姿が生きいきと報告されました。

5会場で行われた分散会では、日ごろの活動報告を学びあうとともに、集団健診実施の悩みや苦労も交流。「医療機関が一定数以上の参加がないと、健診を独自に行えないと言われた」「集団健診を実施しても、なかなか人が集まらない」などの声に、応える議論も行われました。

昨年12月に完成したDVD「年に一度の健康診断 健康守って商売繁盛」の視聴も行いました。

(全商連 大山 宏)